

活動日記



10/2
高松市戦没者慰霊祭



10/5
八坂神社秋大祭



10/6,7
教育民生調査会視察
豊橋市・東海市



10/29
第4回日仏自治体交流会 in 高松



11/6
中核市サミット 2014 in 高松



11/8
木太地区 防災講演会



11/13
包括ケアシステム研修会



12/5
四労生研究フォーラム



12/7
木太地区 グランドゴルフ大会



1/5
新年初市祈願祭



1/11
消防出初式



1/11
高松市成人式

発行:大西さとし後援会
<http://www.ohnishi-satoshi.jp>

◆後援会連絡所
〒760-0050

高松市亀井町 7-9 高松電気ビル 7階
TEL(087)837-2777 FAX(087)837-8783

◆後援会事務所
〒760-0080

高松市木太町 1849-1-602
TEL 090-8696-1730



大西さとし 市議会だより

2014. 1
No.015



高松市議会 平成 26 年 第6回(12月)定例会の報告

◆第6回(12月)定例会

高松市議会は、12月8日から22日までの15日間の日程で、平成26年第6回定例会(12月議会)を開催し、平成25年度一般会計・特別会計歳入歳出決算など4件を認定するとともに、平成26年度一般会計補正予算など30議案を可決し、陳情7件を不採択としたほか、人事案件1件に同意しました。

また、本議会において一般質問を行い「1. 地域の特性を生かした人口減少対策」「2. 学校教育関係」「3. 交通安全対策」について行政の考えを質しました。(質問概要は裏面に掲載)

◆少子化対策の取り組み

私の所属致します教育民生常任委員会では、我が国の急速な少子化の進行に伴い、将来的な生産年齢人口の減少により、地域の活力や経済力の低下、さらには社会保障制度の維持など、社会的・経済的影響が懸念されることを受け、将来を担う若い世代や子育て家族が、安心して子供を産み育てられる環境の充実が重要であるとの観点から、6月定例議会以来、「少子化対策の取り組み」について調査を続け、今議会において調査結果を報告いたしました。

調査結果の内容は、「1. 子育て世帯の経済的負担の軽減」「2. 結婚・妊娠・出産支援」「3. 子育てしやすい環境整備」の3項目に整理し、提言を行うとともに、少子化問題に取り組む本市の姿勢を広く市内外に示すため、次期、高松市こども子育て支援推進計画(案)の基本理念「みんなで子育て 笑顔かがやくまち たかまつ」を、市長を先頭に、あらゆる機会を捉えて効果的な発信に努めることと致しました。



将来にわたり高松市が、魅力や活力あふれる創造都市として発展し、市民の皆様が、夢や希望を抱き続けることが出来るよう、全身全霊で取り組んで参る所存でありますので、引き続きのご支援、ご協力、また叱咤激励を賜りますようお願い申し上げます。

大西 智

12月定例会 一般質問の概要(抜粋)

1. 地域の特性を生かした人口減少対策について

●生産年齢人口、特に若い世代の流出に歯止めをかけるとともに、呼び込んでいくための取組について

○大西議員

本市の総人口は、平成22年の約41.9万人を境に減少基調に転じ、50年後の平成67年には、27.5%減の約30.4万人になると予測されている。

人口減少と同時に進行する年齢構成の変化は、更に深刻な課題をはらんでおり、15歳未満の年少人口は43.6%、15歳から64歳までの生産年齢人口は41.4%の減少という予測となっており、現役世代の1.2人で1人の高齢者を支えることとなる。

この世代を跨いだ長期にわたる課題を克服していくには、国や地方行政はもちろん、国民・市民のみならず、市民のみなさん全体の理解と協力を得て、総力を挙げて取り組まねばならない。

本市の人口動態の課題として、生産年齢人口の減少は、高校卒業後に、希望する進学先や就職先が県内では少なく、結果、大都市圏に向かい、そのまま戻ってもらえないことや、支店経済の街である本市の特徴として、いわゆる転勤族が多いことから、働き盛りの方たちの流入はあるものの、将来的な居住地として選択されていないことが特徴としてあげられるのではないかと考える。

結果として、この生産年齢人口の減少は、都市活力の衰退につながることから、本市が将来にわたり活力を失わず、四国の中核的な都市としてあり続けるには、生産年齢人口、特に若い世代の流出に歯止めをかける、また、呼び込むような取組が求められている。

そこで、生産年齢人口、特に若い世代の流出に歯止めをかけるとともに、呼び込んでいくための取組への考えは。

◆大西市長

生産年齢人口、特に、若い世代の減少は、地域の活力の低下やにぎわいの喪失につながるだけでなく、医療や介護などの社会保障制度、子育ての在り方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり、深刻な影響を与えるものである。

そのため、本市が、「若者から選ばれるまち」となるよう、潤いと豊かさを実感できる、文化芸術の振興や国際交流の推進といった施策を、積極的に展開するほか、子どもを産み、育てやすい環境づくりや、中心市街地の活性化、さらには、公共交通の利便性の向上など、若い世代にとって、住み続けたい、住んでみたいと思えるような、魅力あるまちづくりに、鋭意、取り組んでまいりたい。

2. 学校教育関係について

●訪問（アウトリーチ）型家庭教育支援を行う民間企業を活用した不登校児童生徒への支援事業を行うことへの考えについて

○大西議員

平成26年度の報告書によると、適応指導教室の児童・生徒の学校復帰率は、平成20年の34%から改善を続け、昨年は48.5%となっている。

しかしながら、言い換えれば、半数の生徒が復帰できていないということであり、児童の将来を考えると、学校復帰率を更に高めていくことが喫緊の重要課題ではないか。

訪問型家庭教育支援（アウトリーチ）とは、地域社会から孤立し、様々な問題を抱え、主体的な家庭教育ができなくなっている恐れのある保護者に対して「家庭訪問等により直接家庭に働きかける」「個別に家庭教育の情報を提供する」「学校、保健福祉局など関係機関と連携する」「学びの場や地域社会への参加を促す」などの取組を行い、困難を軽減し、主体的な取組を手助けするものである。

不登校者の将来を考えると、いち早く効果的な支援が不可欠であり、不登校児を支える中で、家庭という枠組みを必死になって保っている保護者にとっても、心から切望されていることではないか。

不登校児への支援では、家庭教育支援チームによるものの他に、民間企業による支援もあり、一定の成果を上げている。

しかしながら、地理的条件などにより費用がかさむこともあり、民間企業による支援を断念せざるを得ないケースもある。

そこで、訪問（アウトリーチ）型家庭教育支援を行う民間企業を活用した不登校児童生徒への支援事業を行うことへの考えは。

◆松井教育長

児童生徒が不登校になる背景には、家庭環境や友人関係、学力不振、自尊感情の欠如など、様々な要因が複雑に絡み合っていることが挙げられる。これまで学校においては、不登校児童生徒に対して、学級担任を通して子どもの様子を把握し、保護者との関係づくりにも努めてきたところである。しかしながら、保護者の家庭的な事情や、子どもの体調により、家庭訪問をした際に、会えない場合もあるのが現状である。

このような場合の対応の在り方は、子どもにより異なるが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー一等を活用し、子どもとの信頼関係づくりの糸口をつかむ努力をしているところである。

教育委員会としては、学校と家庭、関係機関が連携した不登校児童生徒の家庭への教育的支援を行うことは大切であると存じていることから、今後とも、不登校の未然防止及び不登校児童生徒の学校復帰に向け、関係機関との一層の連携を図ってまいりたい。

訪問型家庭教育支援を行う民間企業を活用した不登校児童生徒への支援事業については、先進的な取組の成果と課題を見極めてまいりたい。

3. 交通安全対策について

●香川県の実施している死亡事故抑止対策への所見と、本市が管理する道路へ取り入れる考えについて

○大西議員

香川県では、平成23年、24年の2ヶ年にわたり、人口10万人あたりの交通事故死者数が全国で最多となったことなどから、ハード面での死亡事故抑止対策として、県が管理する道路において、交差点のカラー舗装と、わかりやすい路面標示が行われている。

対策を行う箇所は、対策が有効な出会い頭事故、左折事故、右折事故、追突事故のうち、いずれかの死傷事故件数が、4年で4件以上の事故発生箇所を条件とし332カ所を抽出し、平成25年度末までに139カ所で対策が行われている。

結果として、対策が行われた箇所においては、事故件数が約45%減少したとの報告が出されており、非常に効果的な対策であったと評価できる。

本市内における交通事故件数は減少傾向ではあるものの、死亡者数については、増加している状況である。

幹線道路としての県道と生活道路としての市道では、交通量や道路幅員などの諸条件が異なるとともに、総延長の長さなども大きく異なることから、県の実施した対策の効果が、そのまま市道に当てはまらない事もあるが、成果が見込めるのであれば、本市で取り入れることは交通事故防止対策として有効ではない。

そこで、香川県の実施している死亡事故抑止対策への所見と、本市が管理する道路へ取り入れる考えは。

◆安藤都市整備局長

県の実施する対策は、路面標示等により、ドライバーに対して、交差点や、信号待ちの車両の存在を事前に知らせ注意喚起することで、出会い頭事故や追突事故を防止しようとするものであり、死亡事故抑止に有効な手法の一つであると存じている。

また、この対策を本市管理の道路へ取り入れる考えについてであるが、県道と市道では、交通量、道路延長、幅員等の道路規格などに違いがあることを始め、対策に必要な費用や、県道と同様の抽出条件で市道に多く設置すると、本来の目的である注意喚起の効果が薄れかねないという懸念なども踏まえて、検討する必要があると存じている。

こうしたことから、まずは、これまでに本市が取り組んできた、文字により分かりやすい道路標示を始め、注意喚起のための交差点マークや、見通しの悪い交差点における道路反射鏡の設置などの対策を引き続き進めるとともに、今後、提案の対策についても、県道における長期的な効果を見極めながら、県警等と協議するなど、危険箇所の実情に応じた効果のある対策に、鋭意取り組んでまいりたい。